

秋選管告示53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について下記の施設を指定解除した旨由利本荘市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成29年4月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

施設の名 称	施設の所在地	指定解除年月日
自然休養村センター	由利本荘市岩城道川字川向48番地	平成29年3月31日